

令和4年度

第1回学校運営協議会

第1回学校運営協議会会順

司会：教頭（東恩納 盛仁）

- ① 自己紹介
- ② 校長あいさつ
- ③ 会長・副会長の選出
- ④ 今年度の取組について
- ⑤ 意見交換等

今年度予定

第2回 11月16日（水）18時～

第3回 2月15日（水）18時～

令和4年7月13日（水）
18時

南城市立久高幼小中学校

TEL 098-948-3515

TEL 098-948-3515

【目次】

○ 委員名簿	P 1
○ 学校教育目標及び学校経営計画	P 2
○ 教育課程編成	P 7
○ 組織編成	P 8
○ 学校予算	P 12
○ 幼稚園資料	P 13
○ コミュニティースクールについて	P 16
○ 南城市学校運営協議会規則	P 18
○ 南城市学校運営協議会運営要綱	P 22
○ 南城市立久高小中学校運営協議会実施要綱	P 23
その他	
南城市メールの登録について	別紙

令和4年度 南城市立久高小中学校運営協議会委員名簿

	氏名	ふりがな	役職
1	西銘 忠	にしめ ただし	元区長
2	西銘 喜一	にしめ よしかず	区長
3	有路 登志紀	ありじ としき	医師(久高診療所)
4	大城 秀美	おおしろ ひでみ	留学センター代表
5	東 健人	あずま けんと	PTA会長
6	糸洲 修	いとす おさむ	校長
7	東恩納 盛仁	ひがおんな もりと	教頭
8	金城 奈津紀	きんじょう なつき	幼稚園職員
9	宮城 尚吾	みやぎ しょうご	県費事務

久高幼稚園、小学校、中学校、幼児児童生徒数、

		男	女	計
幼稚園	りす	1	0	1
	うさぎ	2	3	5
	ぞう	1	1	2
		4	4	8

小学校	小1	1	1	2
	小2	1	2	3
	小3	1	1	2
	小4	3	5	8
	小5	0	0	0
	小6	2	1	3
中学校	中1	1	5	6
	中2	4	3	7
	中3	2	3	5
小学生		8	10	18
中学生		7	11	18
		合計		36

職員数 29名(校長、教頭、教諭、養護教諭、県費事務、学校図書、栄養職員、用務、調理人、教育相談、SSW、SC、ALT、学校医)

令和4年度 南城市立久高小中学校グランドデザイン



教育実践テーマ

子供たち一人一人の能力が豊かに開花することをめざした学校づくり
 幼小中併置校の特色を活かし、学校・保護者・地域が12年間を通して育てる「島の人材」

本校の教育目標

- (知) よく考え、進んで学ぶ児童生徒
- (徳) ねばり強く、思いやりのある児童生徒
- (体) 心身ともに健康な児童生徒

学校経営方針

- ①学習指導要領に対応した適切な教育課程の編成と年間計画の改善を図り教育活動を充実させる。
- ②小学校、中学校の独自性を生かしつつ「一つの学校」の姿勢で教育活動にあたる
- ③一人一人の個性を生かすための児童生徒理解と指導に努め、人権教育・生徒指導・教育相談の充実を図る
- ④社会・自然・環境理解のために、体験活動を充実させ、積極的に島外学習を行う
- ⑤中学卒業時に島を離れる子供たちに対して、自立・自律する力を計画的に育成する
- ⑥児童生徒の健康・安全管理を重視し、健康の保持増進に努める

めざす児童生徒像

- ①基本的な生活習慣が身についた子
- ②自分を大切に、他者を思いやることができる子
- ③将来の夢や希望を持ち、目標に向かって行動する子
- ④創意工夫し、進んで自分の考えを発表できる子
- ⑤心身ともに健康な子

めざす学校像

- ～笑顔の登校 満足の下校～
- ①児童生徒、教職員が明るく活動し、活気に満ちた楽しい学校
 - ②環境が整備され、安全でうおいのある学校
 - ③地域に根ざし、地域に開かれた学校
 - ④校風を継承発展させ、創造的で特色ある学校

めざす教師像

- ①師弟同行を実施する教師
- ②児童生徒の個性や長所を伸ばさせる教師
- ③児童生徒・保護者から信頼される教師
- ④向上心を持って主体的に研鑽する教師
- ⑤児童生徒の生命を守り、安全意識の高い教師
- ⑥お互いを理解し、和のある職場をつくる教師

本校の課題

- ・基礎的・基本的な知識技能の習得
- ・基本的な生活習慣の定着
- ・学習習慣と学習規律の確立
- ・自己肯定感の育成
- ・思考力・判断力・表現力の育成
- ・コミュニケーション能力の育成

本年度の重点取り組み

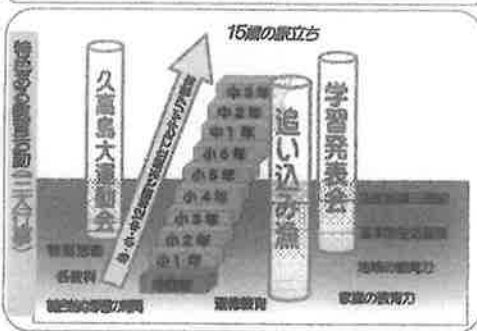
- 重点目標(ねばり強く自ら学ぶ児童生徒)
- ①豊かな学力を身につかせ、学校生活を充実させる。
 - ・基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる
 - ・学習意欲の向上や学習習慣の確立を図る
 - ②温かい人間関係を構築する
 - ・カウンセリングマインドに基づいた教育相談活動を推進する(人権教育の充実)
 - ・豊かな体験活動を通して、児童生徒のコミュニケーション能力を高める
 - ③健康・体力づくりを充実させる

《教育の指針》

- 【学習指導要領】
 ・理念を踏まえ、全教育活動を基盤として「生きる力」を育成。
 ・生活と深く知識・技能・態度の状況に対応できる思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等の育成を重視
- 【地域の課題】
 ・豊かな学力の向上
 ・豊かな心の育成
 ・豊かな体の育成
 ・主体的意欲の育成
 ・基本的生活習慣の形成
 ・地域の自然・歴史・文化の重視

《豊かな学力》

- ①わかる授業の工夫改善を図る。
 - ・特別支援教育の視点を取り入れた授業
 - ・主体的・対話的で深い学びのある授業
 - ・問いが生まれる授業
 - ・めあての提示とまとめ・振り返りの確かな実質、ICTの効果的な活用
 - ・授業の展開に生かす評価
 - ・校内研修を通じた学習指導の工夫改善
 - ・小中連携や地域人材、専門家を活用した授業の工夫
- ②「外国語活動」及び「総合的な学習の時間」の取組の充実
 - ・国際理解教育の推進
 - ・地域教材の開発
 - ・コミュニケーション能力の育成
- ③学習を支える力の育成(学習規律の徹底)
 - ・聞く態度や学習用具の準備等、学習に臨む態度、姿勢の育成
 - ・授業の開始・終了時刻の厳守、授業開始前の黙想の徹底
 - ・家庭と連携した家庭学習の習慣化



《豊やかな体》

- ①体育科の授業の充実 ※小中連携
 - ・運動量の確保
 - ・運動に親しむ生活習慣の確立
 - ・単元、年間指導計画の工夫改善
- ②運動や外遊びの奨励
 - ・ホップ！ステップ！久高っ子(一校一運動)
 - ・シャトルラン(記録会)
 - ・昼休みの外遊びや運動
 - ・活動の適正化と活性化(バドミントン)
- ③健康安全指導の推進
 - ・基本的生活習慣の確立
 - ・保健指導の推進
 - ・発達段階に応じた性教育の実施
 - ・食育の推進
 - ・教育相談の充実
 - ・避難訓練の実施
 - ・交通安全教室の実施
 - ・海の危険生物教室の実施
 - ・島内外での安全指導の徹底

期待する保護者像

- ・すべての子供たちに分け隔てなく、声をかけ、働き、育む保護者
- ・愛護に資し、子供たちの成長に目を向け、認め、褒め、励ますことを求め、動かし、個性を伸ばす保護者
- ・「凡事徹底」、当たり前が当たり前でできるように基本的生活習慣を身につけさせ、見本となる保護者

《豊かな心》

- ①道徳・人権教育、特別活動・平和教育の充実
 - ・心に響く道徳教育の実施
 - ・「考え、議論する道徳」の授業
 - ・ホフテニア活動、豊かな体験活動
 - ・発達段階に応じた平和教育の推進
 - ・人権の日の効果的な活用
 - ・三大行事への取組
- ②キャリア教育の推進
 - ・主体的意欲の高揚
 - ・誇らしい職業観の育成
 - ・進路指導の充実
- ③学級・学年経営の充実
 - ・友達の考えや思いを「傾聴」することのできる学級経営、教科経営
 - ・全員が参加できる授業の展開
 - ・支持的働きのある学級・学校づくり
- ④教育相談・生徒指導の充実
 - ・日常的な相談活動の充実
 - ・教育相談委員会の定例化
 - ・教育相談時間の設定
 - ・いじめ防止対策の徹底
- ⑤読書活動の推進
 - ・朝の読書・読み聞かせ
 - ・図書室機能の充実
- ⑥学校教育環境の整備(師弟同行)
 - ・校風・花壇・教材面の整備・充実
 - ・教壇環境や校舎内外の整備・美化
 - ・家庭・地域と連携した労働意欲の育成
 - ・掲示教育の充実

家庭での凡事徹底(基本的生活習慣)

- ①早起・早起き朝ご飯 ②自分からあいさつ ③着き物をそろえ ④進んでお手伝い
- ⑤ていねいな言葉遣い ⑥目上の人を敬ぶ心 ⑦我慢する心 ⑧家族とらんみんなで会話 ⑨家庭学習、読書の奨励 ⑩明日の準備と適切な睡眠時間

学校経営カリキュラム・マネジメント 学校運営協議会の設置

評価	評価・まとめ・考察	報告	教育課程検討	調査方法
7月と12月	8月と1月	2月	12月～2月	自己評価・外部評価



校内研究テーマ

豊かな学力を身につけた児童生徒の育成
 ～エビ・バグデザインを通して～

期待する地域像

- ・島のすべての子供たちに分け隔てなく、声をかけ、働き、育む地域
- ・学校、保護者に協力し、子供たちを豊かに見守り、支える地域
- ・地域行事や伝統文化の未来の担い手として、子供たちを守り育む地域

1 教育目標及び学校経営計画

(1)教育目標

- よく考え、進んで学ぶ児童生徒 (知)
- ねばり強く、思いやりのある児童生徒 (徳)
- 心身ともに健康な児童生徒 (体)

(2)重点目標 ねばり強く自ら学ぶ児童生徒

- ①確かな学力を身につけ、学校生活を充実させる
- ②温かい人間関係を構築させる
- ③健康・体力づくりを充実させる

(3)学校経営目標

未来に生きる久高っ子の「生きる力」を育み、保護者や地域に誇れ、信頼できる学校を創る。

- ①「知・徳・体」をバランスよく兼ね備え、夢や希望を持ち、自尊感情や他者への思いやりを大切にする児童生徒を育成する。
- ②本校の歴史や伝統、積み重ねてきた教育活動を大切にし、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- ③教育公務員としての自覚と使命感を持ち、教職員相互の信頼関係を基盤として、協働体制のもとに教育活動を推進する。
- ④信頼に応えられる深い専門性と豊かな人間性を培う教職員研修を充実する。

(4)めざす学校像

～笑顔の登校 満足の下校～

学校像	行動目標
①児童生徒、教職員が明るく躍動し、活気に満ちた楽しい学校	○児童生徒を認め、励まし、仲良く学び合わせる。 ○教職員が自己研鑽と研修意欲に燃え、常に向上心を持って学び続ける。 ○お互いの立場を理解し和のある職場をつくる。
②環境が整備され、安全でうるおいのある学校	○勤労を通して協力と奉仕の精神を育てる。 ○安全に行動する態度や能力を身につけさせる。
③地域に根ざし、地域に開かれた学校	○「地域にある学校」の認識を踏まえた教育活動の展開 ・地域人材の活用、地域素材の積極的な教材化 ・追い込み漁、運動会、学習発表会等で地域との連携 ○地域に貢献でき、地域との関わりを深め、交流の持てる教育活動を行う。 ・地域の方との交流・地域行事への参加、協力 (八月マティー、旧正月やトウシビー、区清掃への参加) ○児童生徒がお互いの存在を尊重し、「みんなのため・地域のため」に地域と連携した教育活動を行う。
④校風を継承発展させ、創造的で特色ある学校	○小中併置校の長所を生かす ○少人数の良さを効果的に発揮する ○学校環境を踏まえた教育活動を展開する ・留学センターとの連携・活用 ○学校教育目標と連鎖した「知・徳・体」の個人目標の設定

(5)めざす児童・生徒像

児童・生徒像	指導の手立て	行動目標
①教育目標を意識し、目標実現に向けて、進んで行動する子	「知・徳・体」を意識した個人目標の設定	一年後の成長を予測し、目標実現を意識して行動しよう。
②基本的な生活習慣が身についた子	聞く・話す・返事の徹底、あいさつの励行時間の管理	信頼される社会人になるために、基本的な生活習慣を身につけよう。
③自分を大切にし、他を思いやり、他の立場に立って物事を考える子	人権教育の充実 道徳教育の充実 イジメ防止の取り組み	自他の生命を尊重し、社会のルールや秩序が守れる子になろう。
④将来の夢や希望を持ち、目標に向かって行動する子	進路指導およびキャリア教育の充実	自分の将来の職業や進路を考えよう。
⑤創意工夫し、進んで自分の考えを発表できる子	思考力、表現力の育成	個性や能力を伸ばすために、思考力や表現力を身につけよう。
⑥心身ともに健康な子	健康・体力の育成	運動やスポーツに親しむとともに、健康の保持増進を図り、望ましい食習慣を身につけよう
⑦ねばり強く、喜んでみんなのために働くことのできる子	道徳教育の充実	みんなのために考え、働くことができるようになろう。
⑧個性を発揮し、情操豊かな子	教科学習の充実 音楽・美術等の情操教育 学校行事・地域行事を通して伝統文化への関心と郷土理解	感性の豊かさ、表現力の豊かさ、創意工夫の良さ等、多くの良さや長所を伸ばそう。
⑨安全を意識して行動できる子	学級活動の充実 保健指導の充実	学校や家庭および地域で安全に行動できる態度や能力を身につけよう。

(6)めざす教師像

教師像	行動目標
①師弟同行を実施する教師	・教師としての職務意識を高めていく。
②児童生徒・保護者から信頼される教師	・教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感をもって指導にあたる。 ・コミュニケーションを図りながら信頼関係を築く。
③児童生徒の個性や長所を伸ばさせる教師	・人権尊重の理念理解、人権感覚を身につける。 ・児童生徒理解に努め、常に前向きに励ましつづける。
④向上心を持って主体的に研鑽する教師	・教科内容の理解を深め、指導力をつけ、わかりやすい学習指導を通して、児童・生徒からの信頼を高める。 ・自己研鑽と研修意欲に燃え、常に向上心を持って学び続ける。
⑤児童生徒の生命を守り、安全意識の高い教師	・常に「安全、安心第一」を意識し、安全点検を確実にを行い、事件事故等の未然防止に努める。
⑥お互いを理解し和のある職場をつくる教師	・お互いの立場を理解し、「学校組織（チーム久高）」の一員であるという意識を持って教育活動にあたる。 ・地域、児童生徒、お互いの存在を大切にされた教育活動を展開する。 ・全教職員の共通理解のもと教育活動にあたる。

(7) 経営方針

学習指導要領では、児童生徒に「知識・理解」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育むことが示された。また、Society5.0、第4次産業革命と言われる未来社会に向かい、大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくりが求められている。学校教育は、その社会を生き抜くための力を子どもたちにつけていくことが使命である。そこで、本校の教育目標の具現化を図るため、以下のことを踏まえ学校教育を展開していく。

- ①学習指導要領に対応した適切な教育課程の編成と年間計画の改善を図り教育活動を充実させる。
- ②小学校、中学校の独自性を生かしつつ「一つの学校」の姿勢で教育活動にあたる。
- ③幼稚園、小学校、中学校の連携をより充実させ、12年間を見通した教育活動にあたる。
- ④一人一人の個性を生かすための児童・生徒理解と指導に努め、人権教育・生徒指導・教育相談の充実を図る。
- ⑤社会・自然・環境理解のために、体験活動を充実させ、積極的に島外学習を計画していく。
- ⑥中学卒業と同時に島を離れることを前提に、自立できる力を育てる教育活動に努める。
- ⑦児童生徒・教職員の健康・安全管理を重視し、健康の保持増進に努める。
- ⑧教師の課題意識を啓発し、自己研鑽、自己啓発の奨励に努める。
- ⑨地域に貢献できる学校づくりに努める。
- ⑩校務分掌の主体的な企画運営を実施し、責任体制を明確にし効果的な運営を推進する。

(8) 指導上の課題

転入児童生徒の多い現状、児童生徒の生育歴に配慮したきめ細かな学習指導の工夫・改善に努めるとともに、生活の基盤である家庭等との連携を図り、児童生徒の課題に対処する。また、常に全職員体制の組織としての指導を徹底し、児童生徒の成就感や自己有用感を高め、向上心の育成に努める。

(9) 指導の努力点

① 確かな学力の向上

ア わかる授業の工夫・改善を図る。

◎特別支援教育が培ってきた指導の考え方や視点を活かした授業づくりを進める。

(特別支援教育・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業作り)

◎主体的・対話的で深い学びのある授業 ◎問いが生まれる授業

◎めあての提示とまとめ・振り返りの確実な実施、ICTの効果的な活用により、「わかる」「できる」という実感を持たせ、学びに向かう姿勢を育てる。

◎児童生徒にどういった力が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図る。(授業の展開に生かす評価)

◎校内研修を通じた学習指導の工夫・改善を行い、成果を共有する。

○小中連携や地域人材、専門家を活用した授業の工夫・改善

イ 外国語活動・外国語及び「総合的な学習の時間」の取組を充実させる。

○国際理解教育の推進

○地域素材の開発

○コミュニケーション能力の育成

ウ 学習を支える力の育成を図る。「学習規律の徹底」(一事徹底)

◎聞く態度や学習用具の準備等、学習に臨む態度、姿勢の育成

◎授業の開始・終了時刻の厳守、授業開始前の黙想の徹底

○家庭と連携した家庭学習の習慣化、テレビ視聴やスマホ、ゲーム等の時間の指導

② 豊かな心の育成

ア 道徳、人権教育、特別活動、平和教育を充実させる。

○お互いの違いや良さを認め尊重する態度、自己の生き方を見つめ、より良い生き方を志向する態度の育成や支持的風土のある学級・学校作りを推進する。

- 心に響く道徳教育の実施（「考え、議論する道徳」の授業）
- ボランティア活動、豊かな体験活動の充実
- 発達段階に応じた平和教育の推進
- 人権の日の効果的な活用
- 3大行事への取組
- イ 自己の将来や生き方を考える指導の充実を図る。（キャリア教育の充実）
 - ◎授業における学びと社会のつながりを意識させ、学ぶ意欲を高める。
 - ◎向上心をもって自らの生き方を考え、望ましい職業観の育成を図る。
 - ◎キャリアパスポートの効果的な活用
 - 児童生徒の発達段階に応じ、自己認識、自己理解、自己実現の理解を深めさせる。
- ウ 学級・学年経営の充実を図る。
 - ◎互いに認め合い、支え合う集団づくりを通して、個人・集団における自主的・実践的な態度を育成する。
 - ◎友達の考えや思いを「傾聴」することのできる学級経営、教科経営を進める。
 - ◎児童生徒一人一人が活躍できる場面を設定し、全員が参加できる授業を展開する。
- エ 積極的な生徒指導に留意し、温かい人間関係（教育相談的配慮）のもとで、カウンセリング・マインドを生かした指導に当たる。
 - ◎日常的な相談活動の充実（教育相談委員会の定例化・教育相談旬間の活用）
 - ◎実態把握と要因分析のもと、共通理解・共通実践を図る。
 - 好ましい人間関係の構築（QUテストの活用）
 - いじめ防止をめざし、家庭との連携を図る。
- オ 読書活動の推進
 - ◎朝の読書・読み聞かせ
 - ◎図書室機能の充実
- カ 「環境は人をつくる」を意識し、学校教育環境を整備する。（師弟同汗の活動）
 - 校庭・花壇・教材園の整備・充実
 - 教室環境や校舎内外の整備・美化
 - 家庭・地域と連携した勤労意欲の育成
 - 掲示教育の充実
- ③ 健やかな体の育成
 - ア 健康・体力づくりを充実させる。
 - ◎体育科の授業の充実 ※小中連携
 - ◎日常的な運動の推進（運動や外遊びの奨励、一校一運動の実施）
 - ◎望ましい食習慣の形成（食育の推進、保護者との連携）
 - イ 安全教育の充実
 - ◎防災・防犯訓練で危機回避能力を高める。
 - 安全点検と危機への対応
 - 島外学習での安全指導の徹底
- ④ 基本的な生活習慣の確立
 - ア 家庭・地域と連携し生活リズムの確立を図る。
 - ◎早寝・早起き・朝ご飯の奨励
 - ◎帰宅時刻の徹底（夏時間小18:30中19:00 冬時間小18:00 中18:30の厳守）
 - イ 規範意識、マナーの育成を図る。
 - ◎「名前を呼んでの立ち止まりあいさつ」徹底
 - 身の回りの整理整頓及び公共物を大切にする指導
- ⑤ 職員研修
 - ◎教育公務員としての自覚と使命感の高揚。（全体の奉仕者）
 - 校内研修を通じた学習指導の工夫・改善を行い、成果を共有する。
 - 校内外の各種研修に参加し、教職員としての専門性を高める。

1 教育課程の編成

(1) 教育課程の編成方針

- ① 教育基本法の教育の目的、学校教育法の小・中学校の目標達成のため、学習指導要領の編成基準に基づき編成する。
- ② 県・市教育委員会の施策や指導方針や指導の重点の実現を踏まえて編成する。
- ③ 教育目標・指導の重点をおさえ、児童生徒の発達段階に即した編成をする。
- ④ 児童生徒の実態、地域の実情や社会の変化等に対応して、本校の創意工夫を生かした弾力的な編成をする。
- ⑤ 児童・生徒が主体的に言語活動に取り組み、基礎的・基本的な知識及び技能を習得すると共に、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などをはぐくむ「体験的な学習や問題解決的な学習」を重視した編成とする。

(2) 編成の重点

- ① 知・徳・体の調和的発達が図れるように編成する。
- ② 『学力向上推進5カ年PPⅡ』及び『「問い」が生まれる授業サポートガイド』等を積極的に活用し、日々の授業充実に努める。
- ③ 充実した学校生活の確立を目指して行事を精選し、本校独自の日課表及び時間割を作成する。
- ④ 特色ある学校教育の展開のために、人権教育・環境教育・平和教育・福祉教育・健康安全教育・郷土教育等について全教育課程を通して実践化を図る。
- ⑤ 地域や学校の特色ある実践となるように編成する。
- ⑥ 本校児童・生徒の個性・能力の多様化にきめ細かく対応するため、習熟の程度に応じた学習指導・補習指導等、指導法の工夫・改善、充実を推進するように編成する。
- ⑦ 道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間、特別活動における「指導内容・時期」ならびに「家庭や地域社会との連携」を図るよう編成する。

(3) 編成の留意点

- ① 小・中ともに各教科・領域の授業時数は、学校教育法施行規則に準ずる。
- ② 1単位時間は、小学校45分、中学校50分とする。
- ③ 地域人材や地域素材を活用して、島の文化や伝統を学習できるよう計画する。
- ④ 小中ともに学習指導要領に準じた年間指導計画を作成する。
- ⑤ 各教科・領域において、体験的な学習・問題解決的な学習を取り入れた計画にする。
- ⑥ 小学校のクラブ活動は、原則として全校児童で編成し年間10時間程度を計画する。
- ⑦ 「総合的な学習の時間」は、小学校3・4年-70時間、5・6年-70時間、中学校1年-50時間、2・3年-70時間とする。小学校は「国際理解」「自然環境」「福祉健康」「伝統・文化」を基本とし、地域人材を生かした学習活動を中心とする。中学校は「地域行事」「職業・勤労」「福祉」を基本とし、体験活動や調べ学習等を中心とする。
- ⑧ 小中学校ともに始業前は朝学習や朝読書の時間とする。
- ⑨ 補充的な学習や課題解決的な学習・発展的な学習を設定し、ガイダンスの機能を十分に発揮できるよう配慮する。
- ⑩ 小中併置校の特性を生かし、小学校での教科担任制(職員構成による中学校教諭の応援)を考慮し適切に定める。
- ⑪ 火曜日の授業終了後に時間を確保し、委員会活動、児童会・生徒会、職員会議、校内研修・補習等の時間にあてる。
- ⑫ 校長・教頭・小中教務主任で構成する運営委員会は、金曜日の4校時に設定する。
- ⑬ 校長・教頭・研究正副主任で構成する研究推進委員会は、随時、必要に応じて開催する。
- ⑭ 「学級活動」は、中学校においては、全学年一斉に同一時間帯で設定する。
- ⑮ 小学校の外国語活動は、1・2年生の生活・音楽・図工・体育から15時間を充てる。
- ⑯ 教育相談委員会は火曜日の5校時に設定する。
- ⑰ 保護者面談を7月、12月に実施する。

令和4年度 久高小中学校職員

校長：糸洲 修

教頭：東恩納盛仁

【小学校教諭】

氏名	担当学年等	週時数	担当教科
1 東恩納美香子	1・2年担任	23.1	1年国語(315) 複式算数(175) 生活(102) 音楽(66) 図工(66) 道徳(35) 学活(35) 外国語(15)
2 上原 幸哉	3・4年担任	24.6	3年国語(245) 3年社会(70) 複式算数(175) 3年理科(90) 道徳(35) 学活(35) 総合(70) 外国語(35)
3 宮城 那津美	6年担任	23.6	国語(175) 算数(175) 理科(105) 家庭(55) 4年理科(105) 道徳(35) 学活(35) 総合(70) 外国語(70)
4 古波蔵 綾	特別支援	29	特別支援各教科(1015)
5 奥那嶺 拓誠	教務	16 (555)	2年国語(315) 4年社会(90) 総合(70) クラブ(10) 教育相談委員会(35) 運営委員会(35)

※体育のサポートを全員で分担して行う。

【中学校教諭】

氏名	担当学年・教科	週時数	担当教科
1 當銘倫太郎 (英)	1年担任	16 (560)	英語(140、140、140) 総合(70) 道徳(35) 学活(35)
2 山城 祐介 (体)	2年担任	15 (525)	体育(合同105) 技家(70、70、35) 道徳(35) 学活(35) 総合(70) 小体育(105)
3 宮城 航 (数)	3年担任	16 (560)	数学(140、105、140) 総合(70) 道徳(35) 学活(35) 教育相談委員会(35)
4 西谷紀美子 (音/美)	1年副担	13 (455)	音楽(合同35+1年10) 美術(合同35+1年10) 総合(70) 国語(中1:140) 小中高音楽(60) 小中高図工(60) 教育相談委員会(35) 相談員、SSW、SC等との調整
5 小渡江里沙 (国)	2年副担	16 (560)	国語(小4:245、中2:140、中3:105) 総合(70)
6 玉榮 恒雄 (社)	3年副担	15 (525)	社会(105、105、140) 総合(70) 小6社会(105)
7 幸地 健次 (理)	教務	15 (525)	理科(105、140、140) 総合(70) 運営委員会(35) 教育相談委員会(35)
8			

※道徳は、副担任も定期的に授業に入る。

氏名	役職	氏名	役職	氏名	役職
1 奥那嶺まどか 仲地伊織	養護教諭	金城奈津紀	幼稚園教諭	東出 恵子	図書館司書
2 宮城 尚吾	県費事務	木藤 弘美	幼稚園預かり	宮城まなみ	用務員
3 上江洲絵里子	学校栄養職員	西銘佐和子	幼稚園補助	内間まる美	調理員
				内間 聖子	調理員

【主任・担当一覧】

主任名	小学部	中学部
1 教務主任(儀式)	奥那嶺拓誠 1	幸地健次 1
2 学年主任	各学年担任	各学年担任
3 教育相談	奥那嶺拓誠 2	西谷紀美子 1
4 特別支援コーディネーター	古波蔵綾 1	西谷紀美子 2
5 環境整備主任(勤労生産・奉仕)	上原幸哉 1	山城祐介 1
6 進路指導主任	宮城那津美 1	+ (中副) 玉榮恒雄 4
7 体育的行事担当	上原幸哉 2	玉榮恒雄 1
8 健康安全(安全点検・避難訓練)	奥那嶺拓誠 3	山城祐介 2
9 研究主任(校内研)	古波蔵綾 2	玉榮恒雄 2
10 学力向上推進担当	奥那嶺拓誠 4	小渡江里沙 1
11 総合担当	宮城那津美 2	幸地健次 2
12 生徒指導主任	+ 古波蔵綾 5	宮城航 1
13 特別活動主任(児童・生徒会顧問)委員会・ボランティア活動	古波蔵綾 3	宮城航 2
14 道徳主任・人権教育・平和教育	宮城那津美 3	當銘倫太郎 1
15 保健主事	東恩納美香子 1	(ボランティア活動: 西谷紀美子 3)
16 給食主任	仲地伊織・奥那嶺まどか	宮城航 3
17 視聴覚・情報教育	上原幸哉 3	上江洲絵里子
18 学習発表会担当	東恩納美香子 2	當銘倫太郎 2
追い込み漁担当: 漁班	奥那嶺拓誠 5	小渡江里沙 3
: 食事班	東恩納美香子 3	山城祐介 3
20 遠足・集団宿泊	奥那嶺拓誠 6	西谷紀美子 4 (+ 上江洲絵里子)
21 クラブ活動	奥那嶺拓誠 7	幸地健次 3
部活動	上原幸哉 4	山城祐介 4
22 図書館教育	古波蔵綾 4	小渡江里沙 3
23 中文連担当		小渡江里沙 4
24 教科書・準教科書・教師用図書	宮城那津美 4	當銘倫太郎 3
25 補助教材費担当	各担任	玉榮恒雄 3
26 国際理解・外国語教育	宮城那津美 5	當銘倫太郎 4
27 幼小連携	東恩納美香子 4	
28 地域連携		教頭
29 コンプライアンスリーダー	上原幸哉 5	宮城航 4
30 職員クラブ	& 2年目	宮城尚吾 & 2年目

令和4年度 園児・児童・生徒・職員名簿

R4 7月

1・2年 男子2名 女子3名 計5名 担任 東恩納美香子				3・4年 男子2名 女子8名 計10名 担任 上原幸哉				6年 男子2名 女子1名 計3名 担任 宮城那津美				
1年	1	上江洲 栄斗	男	3年	1	内間 柚希	女	6年	1	岩瀬 想介	男	センター
1年	2	西銘 夏海	女		2	屋嘉比 和音	女		1	内間 希空	女	
2年	1	古波藏 果鈴	女	4年	1	東 りあな	女	3	小久保 春斗	男	センター	
2年	2	平木場 空太	男	4年	2	内間 希龍	男					
2年	3	金城 南音	女	4年	3	内間 菜保子	女					

幼稚園 男子3名 女子5名 計8名 担任 金城奈津紀			
りす	ウチマ	カン	女
うさぎ	アズマ	東 ここな	女
うさぎ	マツダ	菜々香	女
うさぎ	ミヤギ	宮城 智樹	男 職員
うさぎ	ヒガシナ	東恩納 叶盛	男 職員
うさぎ	ヒガシナ	東恩納 史李	男 職員
ぞう	コハタ	古波藏 凧	男 職員
ぞう	キンジョウ	金城 柚音	女 職員

1年 男子1名 女子5名 計6名 担任 富銘倫太郎				2年 男子4名 女子3名 計7名 担任 山城 祐介				3年 男子2名 女子3名 計5名 担任 宮城航						
1年	1	新崎 りあん	女	2年	1	大井 皓惺	男	センター	3年	1	内間 優吾	男		
1年	2	外間 ひなほ	女	2年	2	呉屋 悠月	男	センター	3年	2	志村 太一	男	センター	
1年	3	宮城 伊万留	女	2年	3	佐藤 丈太郎	男	センター	3年	3	平木場 美空	女		
1年	4	西谷 陽	女	職員	2年	4	古田 優真	男	センター	3年	4	屋嘉比 美音	女	
1年	5	屋嘉比 智音	男	2年	5	眞田 彩乃	女	センター	3年	5	滝沢 心	女	センター	
1年	6	桐座 花	女	2年	6	高良 実結	女	センター						
				2年	7	中谷 美奴	女	センター						

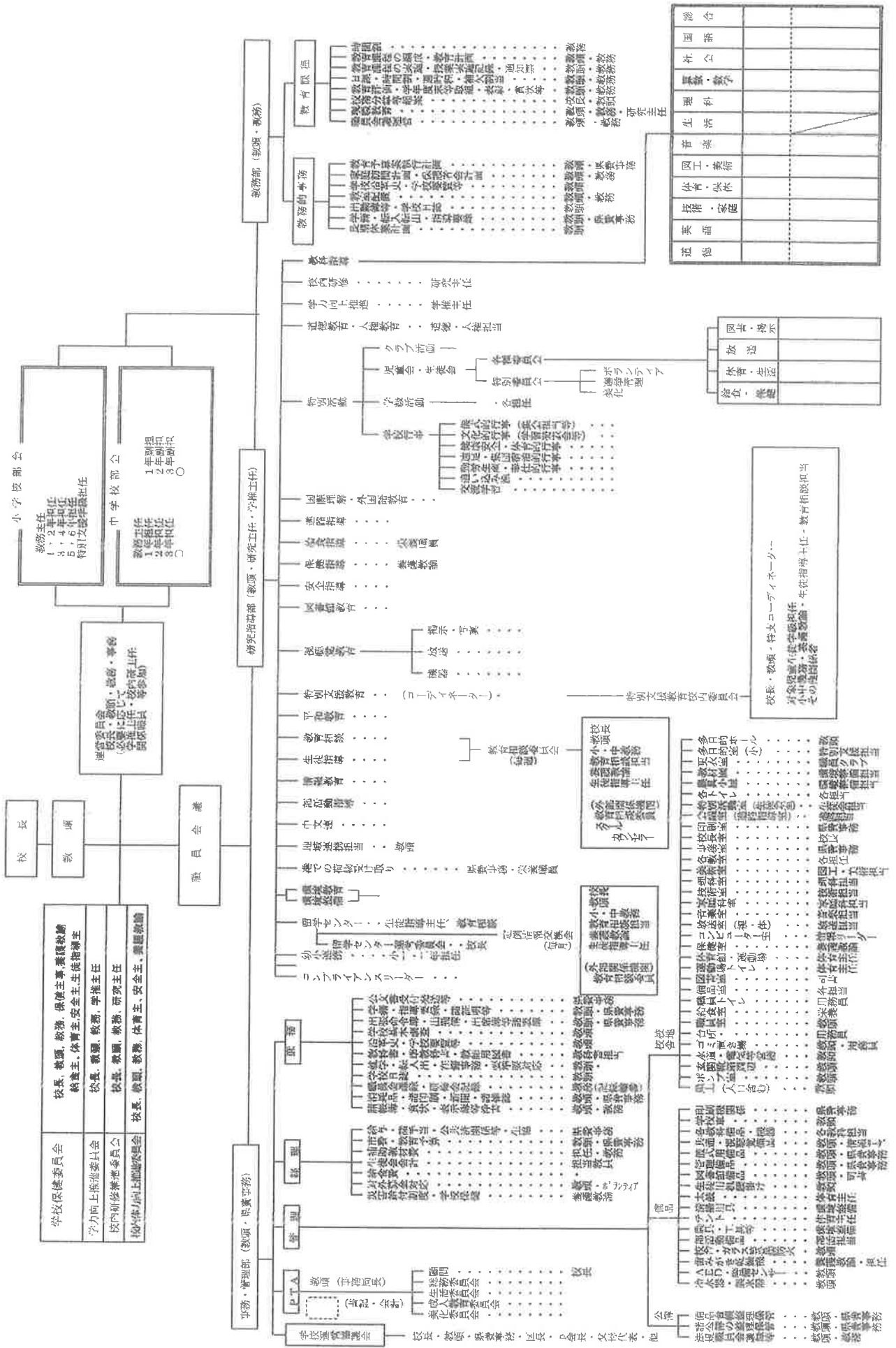
幼稚園	りす	1	0	1
	うさぎ	2	3	5
	ぞう	1	1	2
		4	4	8

校長 糸洲 修
 小1・2 東恩納美香子
 小3・4 上原 幸哉
 小6 宮城 那津美
 特別支援 古波藏 綾
 教務 與那嶺拓誠
 養護 仲地伊織 (與那嶺まどか)
 事務 宮城 尚吾
 ALT Samuel Cuddy
 司書補 東出 恵子
 用務 宮城 まなみ
 校医 有路 春香

教頭 東恩納盛仁
 中1 富銘倫太郎
 中2 山城 祐介
 中3 宮城 航
 中1副 西谷紀美子
 中2副 小渡江里沙
 中3副 玉柴 恒雄
 教務 幸地 健次
 幼稚園教諭 金城 奈津紀
 木藤 弘美
 西銘 佐和子
 調理人 内間 まる美
 調理人 内間 聖子
 教育相談 島袋 苗子 (火)
 SSW 知念 夏奈子 (木)
 S C 池原 あさみ (金)

		男 女		
小学校	小1	1	1	2
	小2	1	2	3
	小3	1	1	2
	小4	3	5	8
	小5	0	0	0
	小6	2	1	3
中学校	中1	1	5	6
	中2	4	3	7
	中3	2	3	5
小学生		8	10	18
中学生		7	11	18
		合計 36		

令和4年度 校務分掌組織図



(1) 令和4年度年間授業日数

学年	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
4月	16	16	16	16	16	16	16	16	16
5月	19	19	19	19	19	19	19	19	19
6月	21	21	21	21	21	21	21	21	21
7月	13	13	13	13	13	13	13	13	13
1学期合計	69	69	69	69	69	69	69	69	69
8月	5	5	5	5	5	5	5	5	5
9月	20	20	20	20	20	20	20	20	20
10月	20	20	20	20	20	20	20	20	20
11月	20	20	20	20	20	20	20	20	20
12月	17	17	17	17	17	17	17	17	17
2学期合計	82	82	82	82	82	82	82	82	82
1月	17	17	17	17	17	17	17	17	17
2月	19	19	19	19	19	19	19	19	19
3月	17	17	17	17	17	17	17	17	9
3学期合計	53	53	53	53	53	53	53	53	45
年間合計	204	204	204	204	204	204	204	204	196

(2) 年間授業時数

学年	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
4月	74	78	81	84	84	84	84	84	84
5月	89	92	100	102	90	90	102	102	102
6月	103	107	112	115	115	115	114	114	114
7月	61	62	64	64	64	64	62	62	67
1学期合計	327	339	357	365	353	353	362	362	367
8月	24	25	27	28	28	28	28	28	28
9月	99	103	110	114	114	114	116	116	116
10月	94	99	106	109	109	109	106	106	106
11月	97	100	107	111	111	111	97	97	97
12月	77	79	82	83	83	83	82	82	86
2学期合計	391	406	432	445	445	445	429	429	433
1月	82	85	90	93	93	93	93	93	93
2月	94	97	104	108	108	108	109	109	109
3月	76	79	83	85	85	76	85	85	36
3学期合計	252	261	277	286	286	277	287	287	238
年間合計	970	1006	1066	1096	1084	1075	1078	1078	1038
標準時数	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015
差し引き	120	96	86	81	69	60	63	63	23

令和4年度 南城市立久高小中学校 予算

【学校管理費】	久高小学校		久高中学校		内訳
	予算額	増減額	予算額	増減額	
報酬	-	-	260	0	
・会計年度任用職員報酬	-	-	260	0	学校医報酬（耳鼻科）・学校歯科医報酬・学校薬剤師報酬
報償費	-	-	60	24	
・報償金	-	-	60	24	学校評議員・講師謝礼金
旅費	-	-	48	18	
・費用弁償	-	-	12	0	図書館司書旅費
・普通旅費	-	-	36	18	学校教職員旅費
需用費	571	-28	919	181	
・消耗品費	433	33	620	100	事務用消耗品・コピーチャージ料・インク・マスター
・燃料費	-	-	39	6	学校車・草刈り機
・食糧費	8	0	5	0	外部委員・接待用
・印刷製本費	75	10	30	30	教育計画・研究紀要・卒業証書・封筒印刷費
・修繕料	40	0	195	45	小修繕、教材教具修繕・学校車修繕（車検）
・医薬材料費	15	0	30	0	医療用消耗品等
役務費	152	-74	279	154	
・通信運搬費	106	-104	141	131	切手・はがき・作品郵送料・教材運搬料・児童船賃
・手数料	46	30	117	12	リサイクル料・クリーニング料・ピアノ調律料・バス運転手手数料
・自動車損害保険料	-	-	21	11	自賠責保険（車検）
委託料	-	-	19	19	
・委託料	-	-	19	19	産業廃棄物処分料・運転手委託料
使用料及び賃借料	67	6	156	72	
・使用料	67	6	156	72	学校車運搬料・海上タクシー使用料・NHK受信料・シート使用料・青少年自然の家使用料
原材料費	30	0	35	0	
・原材料費	30	0	35	0	工事材料・加工用
公課費	-	-	69	46	
・公課費	-	-	69	46	自動車重量税（車検）

【学校振興費】	久高小学校		久高中学校		内訳
	予算額	増減額	予算額	増減額	
需用費	330	-30	380	-60	
・消耗品費	330	0	380	0	教材文具・学校行事消耗品
備品購入費	80	0	90	0	
・備品購入費	80	0	90	0	図書購入費

令和4年度 幼稚園要覧



南城市立 久高幼稚園

〒901-1501

南城市知念字久高231番地2

電話・FAX 098(948)3950

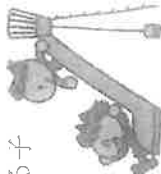
○本園の教育目標

- ・よく考え自ら行動する子(知)
- ・みんなと仲良く遊ぶ子(徳)
- ・健康で明るく元気な子(体)



○めざす幼児像

- ・最後までがんばることのできる子
- ・相手の話をしっかり聞くことができる子
- ・自分の気持ちを言葉で表現できる子
- ・自己を発揮し、伸び伸び遊ぶ子



○めざす教師像

- ・幼児のありのままの姿を受容し温かく見守る
- ・幼児の内面理解に努め幼児の育ちや課題を把握する
- ・幼児一人一人の興味、関心を捉え環境を構成する
- ・日々研鑽し、常に自らを高める

職員構成

園長	糸洲 修
教諭	金城 奈津紀
預かり	木藤 弘美
日々雇用職員	西銘 佐和子



本園の在籍数

クラス名	在籍		計
	男	女	
年少児 りす組	0	1	1
年中児 うさぎ組	2	3	5
年長児 ぞう組	1	1	2
合 計	3	5	8

一日の生活(日課表)

(月、火、木、金) 14時降園(給食あり)

8:00 順次登園

・所持品の始末

9:00 朝のひととき

・歌や手遊び

・絵本読み聞かせ

・朝の活動(花や野菜の水やり、落ち葉拾い)

9:30 幼児が主体的にかかわる活動

・好きな遊び(環境や友だちとかわって遊ぶ)

12:00 食事(歯みがき)・当番の仕事をする(清掃)

13:20 学級の時間、帰りの会

・話を聞いたり絵本を見たりする

・今日一日を振り返る

・自分の思ったことを発表し、友だちの話を聞いたりする

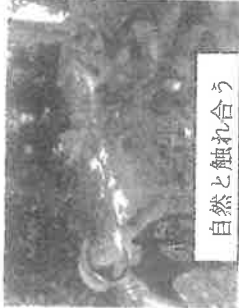
14:00 降園

(水) 13時30分降園(お弁当の日)

主な行事

- 4 入園式・進級式、家庭訪問、身体測定、鯉のぼり集会
 - 5 春の遠足、交通安全教室、歯科検診、チャレンジデー
 - 6 追い込み漁
 - 7 たなばた集会、個人面談
 - 8 夏休み 二期期始業式
 - 9 祖父母お招き会
 - 10 久高島大運動会
 - 11 秋の遠足
 - 12 生活発表会、お楽しみ会、個人面談
 - 1 三学期始業式、新春マラソン大会、もちつき会
 - 2 豆まき、お別れ遠足、カレー会
 - 3 ひなまつり、お別れ会
- 卒園式&修了式、離任式、見送り式

豊かな体験活動



自然と触れ合う



野菜の収穫をする

地域一体の行事



地域参加の入園・進級式



追い込み漁

幼小中連携(幼児・児童・生徒・職員)



幼小合同遠足



こいのぼり集会



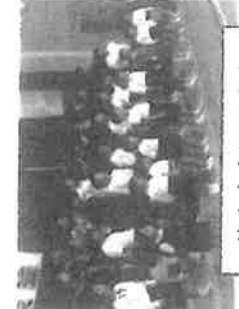
中学生との交流



久高島大運動会



マラソン大会



幼小中合同発表会

重点目標

『思いやりのある子』

本園の推進目標

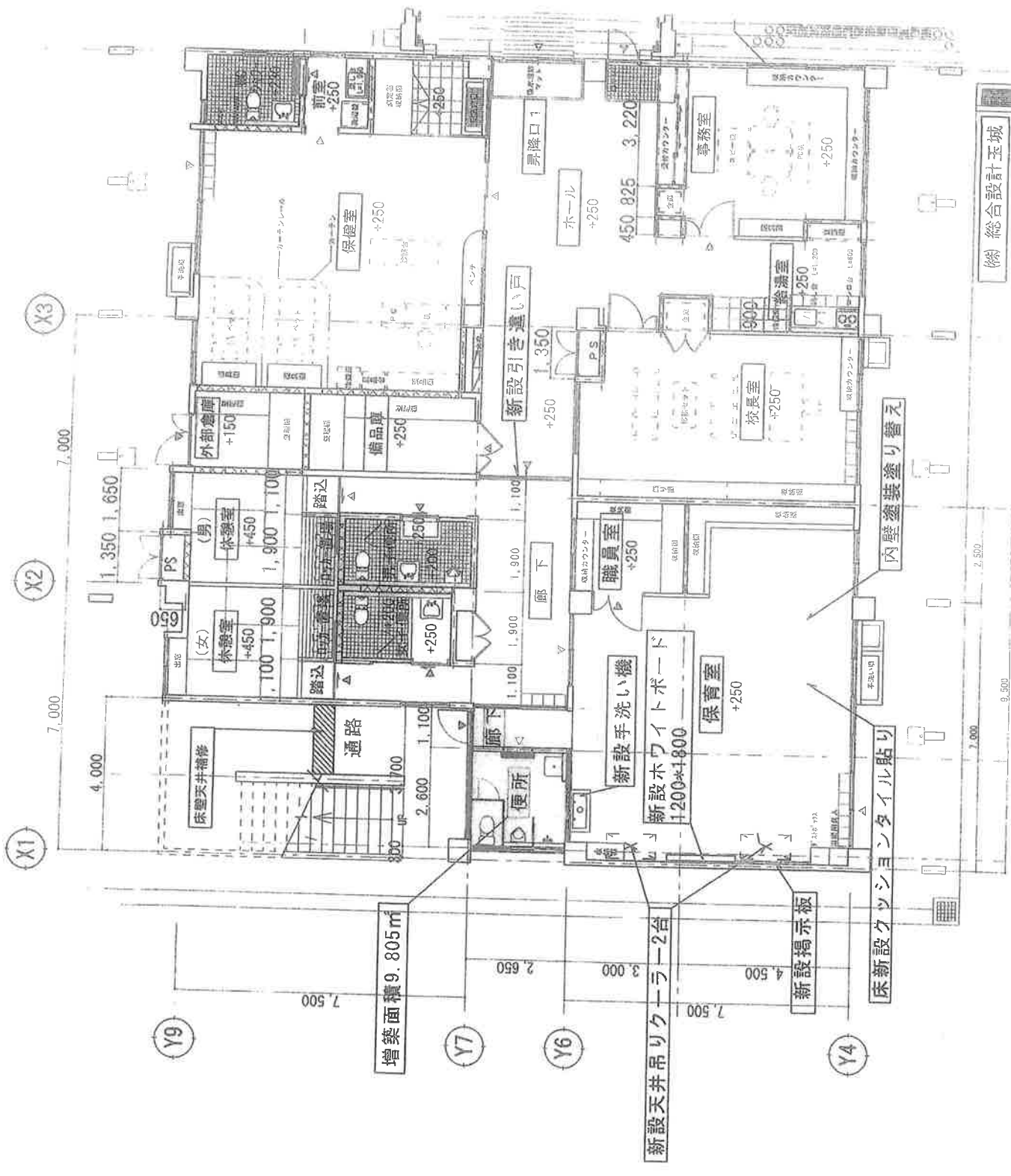
幼児一人一人の確かな学力を向上させ、生きる力を育む

本園のよさ

- ① 幼小中の併設校 ② 地域一体となった行事 ③ 単学級での3年保育

指導の重点

<p>1 確かな学力の定着</p> <p>① 「学びの芽・学びの菜地」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を生かした直接体験の充実 ・絵本大好きな子の育成 <p>② 集団生活に必要な態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進んであいさつができる子の育成 ・きまりや約束を守る態度の育成 	<p>2 豊かな人間性の育成</p> <p>① 人間関係づくりの力をはぐくむ取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉による伝え合う力の育成 ・一人一人のよさを生かした集団づくり <p>② 社会性をはぐくむ取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達と協力し、最後までやり遂げることができる子の育成 ・幼小中の併設校の良さを生かした交流活動の実施
<p>3 健康・体力の育成</p> <p>① 生活と関連を図った健康づくりの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸外で十分に遊び、体を動かして遊ぶことが好きな子の育成。 ・自分たちで野菜を育て、食べる喜びを味わう体験の充実。 <p>② 運動遊びを通して体力作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の中でのびのびと体を動かして遊べる環境の充実を図る。 	<p>4 基本的な生活習慣の形成</p> <p>① 生活リズムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の幼児の美態に応じた生活習慣の形成 ・食べて、動いて、よく寝ようの奨励 <p>② 規範意識・マナーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊んだ後の片づけができる子の育成 ・遊びの中で決まりやルールを守ろうとする子



(株) 総合設計玉城

工事名称：久高幼稚園改修工事 増築・改修平面図 S=1:100

南城市全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組みづくり



地域とともにある学校へ

コミュニティ・スクール

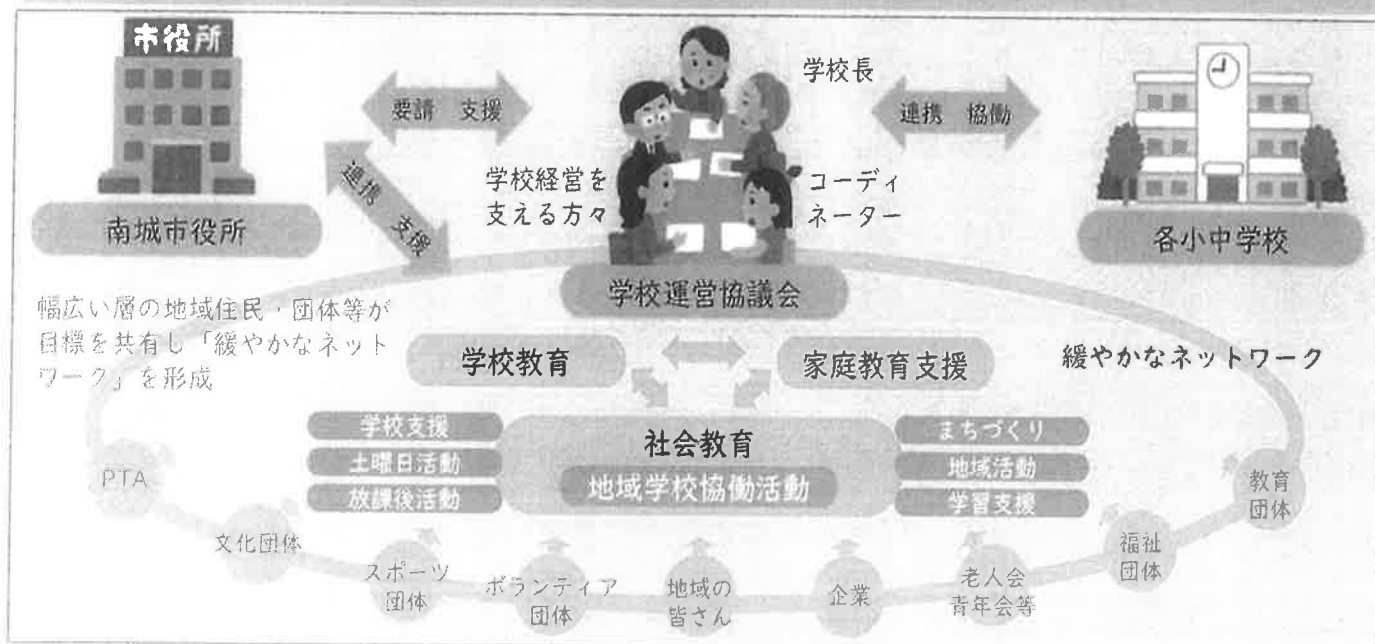
令和4年度（小学校）・令和5年度（中学校）

南城市はコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） の導入を目指しています

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域の皆さんが学校の教育活動に参画し、子どものより良い育ちを通して地域の活性化、特色ある学校、地域づくりを目指す仕組みです。

コミュニティ・スクールでは、各学校において「学校運営協議会」を設置し、めざす子ども像などの学校運営の基本方針を共有し、学校運営に必要な支援について、肯定的な話し合いを行います。

南城市コミュニティ・スクールの全体イメージ



令和3年 南城市教育委員会

これからの学校と地域の目指す連携・協働

地域とともにある学校への 転換

開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。



子供も大人も学び合い 育ち合う教育体制の構築

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。

学校を核とした 地域づくりの推進

学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（H27中教審答申）より

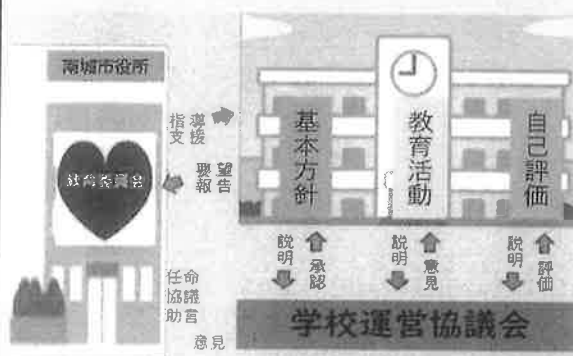
連携・協働の具体化を図る有効な手段がコミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールの学校運営協議会って何？

学校運営協議会の委員の例：保護者・地域の方・企業・社会福祉関係者・学校関係・校長 etc

学校運営協議会の主な役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べる
ことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出す
ことができること
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律より)



コミュニティ・スクールをとおして実現をめざすまちづくり

(第2次南城市総合計画)

- 各地域が「ひとが育つ」場となります
- 各地域が「ひとが生きる」場となります
- 各地域が「くらしの質が高まる」場となります
- 各「地域が元気になる」
- 「まちが整う」アイデアを市民が真剣に考えます



お問い合わせ先

南城市教育委員会 教育指導課

Tel 098-917-5364
Fax 098-917-5436

○南城市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき南城市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限及び責任を持って学校運営に参画することにより次に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者等(以下「地域住民等」という。)が学校との連携の下、目標を共有し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちに関わる学校及び地域の風土が醸成されること。
- (2) 学校、家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。
- (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。

(設置)

第3条 南城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条各号に掲げる事項を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、対象学校(法第47条の5第2項第1号の対象学校をいう。以下同じ。)の校長に対してその旨を通知する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、毎年度、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 組織編成に関すること。
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。
- 2 対象学校の校長は、前項の承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、対象学校の校長は、第1項の承認が得られない場合においては、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、当該対象学校の校長が作成した基本的な方針について協議会の承認が得られるまでの間、その効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員であるときは、教育委員会を經由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的のため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を、地域住民等に対し積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験者

(7) 関係行政機関の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の定数は、各対象学校につき8人以内(2以上の学校について一の協議会を置く場合にあつては15人以内)とし教育委員会が当該対象学校の校長と協議して定める。

3 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任することを相当とする事由があるとき。

2 教育委員会は、前項各号のいずれかに該当すると認めたことにより委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(会長、副会長及び専門員)

第12条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、年2回以上開催しなければならない。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。

(協議会の庶務)

第14条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう、協議会に対する情報の提供及び説明に努めるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定により設置される学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について、南城市学校運営協議会規則(令和3年南城市教育委員会規則第〇号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置の申請等)

第2条 協議会を置こうとする学校(以下「対象学校」という。)の校長は、南城市学校運営協議会設置申請書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。この場合、2以上の対象学校について一の協議会を置こうとするときは、各学校の校長の連名による申請により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により提出があったときは、当該提出の日から30日以内に南城市学校運営協議会設置通知書(第2号様式)により当該校長に通知するものとする。

(委員の任命)

第3条 規則第8条第1項の規定による推薦は、南城市学校運営協議会委員推薦書(第3号様式)により行うものとする。

(報酬)

第4条 委員の報酬は、年額12,000円とする。

2 規則第9条の規定により解任した委員の報酬及び規則第10条第3項の規定による補欠の委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(児童又は生徒の意見)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、当該対象学校の校長の同意を得て、当該対象学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができる。

(学校運営状況評価)

第6条 協議会は、当該対象学校の運営状況について、南城市学校運営状況評価表(別表)に基づき毎年度1回以上評価を行うものとする。

(会議録)

第7条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に定める場合は、この限りでない。

(意見の申出)

第8条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第6項に規定する意見の申出を行うときは、南城市学校運営協議会意見申出書(第4号様式)により行うものとする。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員本人から南城市学校運営協議会委員辞任届(第5号様式)が提出されたとき又は規則第9条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、南城市学校運営協議会委員解任通知書(第6号様式)により当該協議会の会長に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

久高小中学校運営協議会実施要項

(設置及び目的)

第1条 南城市学校運営協議会規則（令和3年南城市教育委員会規則第〇号）（以下「規則」という。）第3条第1項に基づき、本校に「南城市立久高小中学校 学校運営協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

2 この実施要項は南城市学校運営協議会運営要綱（以下「要綱」という。）第1条の規定により、協議会の運営のために必要な事項を定めることを目的とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第2条 協議会は、規則第4条に規定する学校運営に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）について校長から提示があった時には、協議し適当と認めるものについては承認するものとする。

(職員の採用その他の任用に関する意見の取扱い)

第3条 協議会が、職員の採用その他の任用に関して、南城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して述べる意見については、特定の個人に係るものを除くものとする。

2 協議会は、職員の採用その他の任用に関して沖縄県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取のうえ、校長を経由して教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(学校運営等に関する意見の取扱い)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、校長に意見を述べることができる。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、協議会は、学校運営の全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。なお、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長に意見を聴取のうえ、教育委員会に対する意見書を提出することにより行うものとする。

(住民参画促進のための情報提供)

第5条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に係る協議結果に関する情報を、学校の所在する地域住民、学校に在籍する児童及び生徒の保護者その他の関係者等に積極的に提供するよう努めなければならない。

(組 織)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。委員は、次の各号に掲げる者の中から構成する。 ※「南城市学校運営協議会規則」第8条の2より

- (1) 対象学校の所在する地域の住民

- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 学識経験者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の辞職等により、新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長が会議を招集し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第10条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、年2回以上開催しなければならない。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第5条第1項又は第2項の規定による意見の申出に関する議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。
- 5 協議会の議事について個人的に利害を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しないものとする。
- 6 協議会の議事については、次の事項を記載した議事録を第13条に規定する事務局が作成するものとする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名

- (3) 議題
- (4) 協議内容
- (5) 議決事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

7 議事録は、会長の確認を得たうえで、会議資料とともに保存するものとする。

(会議の時期等)

第 11 条 会議は、年 2 回以上開催するものとし、開催時期は特段の事情がない限り概ね次のとおりとする。ただし、会長が会議の開催が必要と判断した場合はこの限りではない。

- (1) 第 1 回 4 月～7 月
- (2) 第 2 回 7 月～12 月
- (3) 第 3 回 12 月～3 月

2 会議においては、以下のことについて協議するものとする。

- (1) 当該年度の学校経営計画に関する事項
- (2) 当該年度の取組みの進捗状況に関する事項及び取組みの改善に向けた事項
- (3) 当該年度の学校による取組みの自己評価を踏まえた学校関係者評価に関する事項
- (4) 次年度の学校運営の基本的な方針

3 協議会は、会議の円滑な運営のために、必要に応じて、資料の提供、授業見学及び保護者への意見聴取の機会を学校に求めることができる。

(会議の公開)

第 12 条 会議は原則公開とし、学校ホームページにおいて、開催通知及び議事録を公開するものとする。

2 協議内容が個人のプライバシーに関する情報等の場合は非公開とする。

3 会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと会長が判断する場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第 13 条 協議会の庶務を行うために、事務局を置く。

2 事務局の長は教頭とし、その他の事務局員は校長が任命する。

(補則)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

事務局

教頭 教務主任 地域連携担当